

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席
番
号

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。（道路運送法第 1 条）

（ ○ ）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定の届出をしようとする場合、当該届出書には設定を必要とする理由を記載する必要はない。（施行規則第 10 条の 2）

（ ○ ）

3. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。（運輸規則第 3 条）

（ ○ ）

4. 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。（道路運送車両法第 50 条第 1 項）

（ ○ ）

5. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法第 3 条）

（ × ）

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。**(道路運送法第11条)**
(☒)
7. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く) **(道路運送車両法第61条1項)**
(☒)
8. 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。**(道路運送法第4条)**
(☐)
9. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。**(運輸規則第4条)**
(☐)
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。**(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)**
(☐)
11. 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。
(道路運送法第7条)
(☒)
12. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。**(運輸規則第18条)**
(☐)
13. 事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。
(道路運送法第13条)
(☐)
14. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。**(道路運送法第10条)**
(☐)
15. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。**(運輸規則第36条)**
(☐)

Ⅱ. 道路運送車両法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・この法律は、道路運送車両に関し、(**ア**) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(**チ**) その他の環境の保全並びに整備についての(**カ**) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路運送車両法第1条)

- ・自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、(**ネ**) で定めるところにより(**ホ**) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務	ニ. 予備検査証	ヌ. 道路運送法	ネ. 国土交通省令	ノ. 運送約款
ハ. 告示	ヒ. 車検証	フ. 通達	ヘ. 料金表	ホ. 検査標章

Ⅲ. 道路運送法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとする事により、道路運送の利用者の(**ク**) を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ**) を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
- ・一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ**) の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ**) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ**) を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務				

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 旅客運送事業者は、事業用自動車の（ ）ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（運輸規則第47条）

答. 使用の本拠

2. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。（道路運送車両法第48条）

答. 三ヶ月

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、運転者等の氏名等の事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を（ ）保存しなければならない。（運輸規則第25条）

答. 三年間

4. 一般貸切旅客自動車運送業に従事する運転者の1日についての拘束時間は、（ ）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。この場合において、14時間を超える日が連続することは望ましくない。
（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

答. 13時間

5. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）

答. 三十日

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(道路運送法第15条)

- ①営業区域の変更 (○)
- ②営業所の位置の変更 (○)
- ③営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 (×)
- ④自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
- ⑤主たる事務所の位置の変更 (×)

VI. 旅客自動車運送事業運輸規則に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による (ア) の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、(セ) 第一項の規定による (イ) の求め又は同条第四項の規定による (ク) を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

(運輸規則第69条)

- ・旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の (タ) に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。(運輸規則第20条)

ア. 指導監督	イ. 報告	ウ. 車両法第六十三条	エ. 教育	オ. 乗務
カ. 報告規則第二条	キ. 通達	ク. 立入検査	ケ. 告示	コ. 適性診断
サ. 指導	シ. 命令	ス. 運輸規則	セ. 法第九十四条	ソ. 巡回
タ. 乗務員等	チ. 旅客	ツ. 車両		